

協議会 だより

市町村での条例改定にあ
たっては注意ください

「放課後児童健全育成事業の設
備及び運営に関する基準」(以下
「省令基準」)の「従うべき基準」
の参酌化と、附則に定められてい
た「職員の経過措置」が二〇二〇
年三月三日で終わることとも
ない、対応を検討する市町村もあ
るようです。条例改定にあたって
は注意が必要です。

* * *

二〇一五年四月に設けられた
「省令基準」は附則で、「職員の
経過措置」第二条 この省令の施
行の日から平成三十二年三月三日
までの間、第二〇条第三項の規定
の適用については、同項中『修了
したものとあるのは、『修了し

たもの(平成三十二年三月三日ま
でに修了することを予定している
者を含む)』とする」と定めてい
ました。つまり、二〇二〇年三月
三日までは、「放課後児童支援
員認定資格研修」(以下「認定資
格研修」)を受講する前であって
も、基礎要件のいずれかに該当し
ていて「修了」することを予定して
いる者」を「放課後児童支援員」
とみなす、ということでした。

これは本来、十分な人数の現任
の指導員が「認定資格研修」を受
講し、その後、就労を継続するこ
とによって、基準を満たすために
設けられた「経過措置」です。また、
厚生労働省はこの期間に、今後の
資格の付与のあり方(大学等での
養成も含む)について制度設計を
行うことも予定していました。

しかし、二〇二〇年四月一日に
施行される「省令基準」の改定に
より、これまで「従うべき基準」
だった指導員の資格と配置基準
が、市町村が地域の実情に応じて
条例で内容を定めることができる
「参酌すべき基準」に改悪されま
した。これにともない、「最低基準」
である条例をめぐる市町村の対応
として想定されるのは、以下の四
例です。

◆ア…条例を変更しない。

◆イ…条例本文には変更を加え
ず、新たに附則でなんらか
のみなし期間を加える。

◆ウ…条例本文の「義務規定」
でなければならぬ」をそ
のままにして、本文になん
らかのみなし期間を設ける。

◆エ…条例本文の「義務規定」
を「努力規定」(「望まし
いな」)に変える。

なお、「附則」とは、法令にお
いて、本則に付随して法令の付随

的事項を定めること等を目的として
置かれるもので、通常、施行期日、
経過措置、関係法令の改廃につい
て定めます。

「エ 条例本文の「義務規定」
を「努力規定」(「望ましい」)
に変える」ことは、学童保育の施
策・実態を大きく後退させること
になるので、阻止しなければなら
ません。

現時点で、十分な人数の指導員
が「放課後児童支援員」となり、
長期休暇中の二日保育も含めて開
所時間のすべてに配置することが
できていれば、「ア 条例を変更
しない」でかまいませんが、学童
保育の新設や、学卒者の新規採用、
退職者補充に際する対応は必要で
す。

ただし、「イ」「ウ」で「経過措
置」や「のみなし支援員」の規定を
定める際には、つぎの理由から注
意が必要です。

◇市町村独自ののみなし規定は、そ

の市町村でしか有効ではない（ほかの自治体では無資格者扱いとなる）。

◇有資格者の配置が、国の基準に満たない場合、国の補助金を受け取る場合にも影響がある。

たゞ今は、現行の「研修を修了したものでなければならぬ」の後に、「ただし、市長が認める場合にかぎり」……を放課後児童支援員とすることができる「などの文言が加えられた場合、法文では後につけ加えられたものが優先して解釈されるため、いわゆる『できる規定』が優先されること」が考えられます。

また、期間についても「直近」などの文言では区切りがないため、曖昧なまま「認定資格研修」を受講しない状況がつづくおそれがあります。従事することになった日から起算して一年を経過する日の属する年度の末日（など、明確に区切る）が必要とす。

また、「研修を修了することを予定しているもの」とする場合に、基礎要件の証明や研修受講の報告を義務づけることも必要とす

経過措置の期間を、「自分の間」など期間を定めない条文は、「資格を取る必要はない」と言っているに等しいことであり、その先には、「誰でもいい」ということ考えられます。

これは、ようやく設けられた資格制度の崩壊でもありますし、私たちが求めつけてきた「保育の質」「安全・安心や質の確保」「指導員の専門性やそれに見あう処遇改善」の必要性などもとてき、ようやくここまで積みあげられてきた「学童保育の制度」が、法制化以前に戻ってしまうような重大な危機です。

* * *

二〇二〇年一月十七日に開催された「全国厚生労働関係部局長会議」では、「放課後児童クラブの

運営費について」として、つぎの資料が示されました（全文は厚生労働省のホームページに掲載）。

I 人員配置基準

（一）児童が少ない時間帯（夕方の遅い時間、土日等）のみ、職員一名配置とするクラブについては、現行と同額の補助基準額により補助。

（二）児童が少ない時間帯に限らず職員を二名配置とするクラブについては、減額した補助基準額により補助。

II 資格要件

・放課後児童支援員を配置しないクラブについては、減額した補助基準額により補助。

*基礎資格を有する研修未受講者（二〇一九年度までの経過措置により放課後児童支援員）は、参酌化施行後三年の見直しまでの間（令和四年度末まで）に研修修了を予定する者も、補助要綱上は放課後児童支援員とみなし、これま

でと同様に補助。

厚生労働省は、「基準の内容は変わるものではない」としつつも、子どもの人数が少ない時間帯の二名配置を許容し、「みなし支援員」の経過措置を補助金要綱上は延長することとしています。

市町村が独自の判断で安易な「みなし規定」を設けることなどにより、「全国一定水準の質」が担保された「放課後児童支援員」と、その市町村内では通用しない「放課後児童支援員」が混在する事態も起こり得ます。

資格内容や配置基準の切り下げが各地で広がるとは、改定された「児童福祉法」の「施行後三年の見直し」に向けて、私たちが「従うべき基準」に戻すための運動を進めるうえでも障害になることが考えられます。

この三年間に、「放課後児童支援員」の基礎要件を持つすべての

現任者が「認定資格研修」を受講して有資格者となり、就労を継続することができる条件を整える必要があります。また、学卒者が「放課後児童支援員」の資格を持って現場で仕事に就くことができるよう、高等教育機関における養成課程が整備される必要があります。

資格内容や配置基準を切り下げようとする動きは、最小限に留めなければなりません。新たな市町村格差が生まれまいよう、『全国一定水準の質』を守る」という私たちの要望を伝えて、今後もしっかり動かせていきたいと思います。

国の二〇二〇年度の予算案が示されました

二〇一九年二月、学童保育関係の国の補助金の二〇二〇年度予算案が示されました（今後、国会での審議を経て成立します）。

(1) 放課後児童クラブ運営費等八二億円(七三億円)＊内閣

府予算 子ども・子育て支援交付金

『新・放課後子ども総合プラン』に基づき、二〇二二年度末までに約二五万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指す。二〇二二年度末までに計約三〇万人分の受け皿の整備に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る」としています。

主な充実事項としては、「配置基準参酌化」に伴う補助基準額の設定……地方分権一括法による『従うべき基準』の参酌化に伴い、常時職員一名配置とする等のクラブについて、職員配置等に応じた補助基準額を設定する」「要支援児童等への対応の充実……要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化等を図るため、職員を配置した場合に加算を行う」。

(2) 放課後児童クラブ施設整備費 一六六億円(一五七億円)＊内閣府予算 子ども・子育て支援

整備交付金

二〇一六年の補正予算から引きつづいて計上されている、「待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率高上げ（公立の場合、国が三分の二を負担）」が継続されました。

(3) 放課後児童対策の推進 一億円の内数(一五億の内数) 保育対策総合支援事業費補助金 内数とは、その補助金が一つの事業に使われるものではなく、複数の事業に使われる場合に用いられる用語です。

二〇一九年に新たに予算が組まれた「放課後児童対策の推進」も引き続き計上されています。「児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する」「放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市

区町村等に配置する事業を実施する」としています。

二〇二〇年度予算概要要求にあった、「放課後児童クラブの定員増を図る児童館整備の補助率の高上げ」は予算化されていませんでした。

それぞれの補助基準額は、今後、開催される全国児童福祉主管課長会議で示されるものと思われます。詳細がわかりたい、あらためて皆さんにお知らせします。

＊本誌『日本の学童はいく』は、全国学童保育連絡協議会が機関誌として編集・発行している月刊誌です。一九七四年六月に創刊され、今月号で五三五号となりました。二〇一九年一月からの消費税10%増税と製作費の高騰を受け検討した結果、定価は据え置き、本文をページ削減することいたしました。現在の企画は基本的に維持しつつ、ページ数や掲載回数を調整します。また、内容の充実にいっそう努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。